

2025年5月



葵総合経営センターだより

特 集

賃上げ促進税制の変更点
～繰越控除措置の新設～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「高崎観音」

目次

- | | | | |
|---|-------------------|---|----------------|
| 2 | フィッシング詐欺 | 6 | 育児・介護休業法改正について |
| 3 | 抽象化で見た患者の本質的ニーズとは | 7 | 第三者委員会 |
| 4 | 賃上げ促進税制の変更点 | 8 | ご案内 |

フィッシング詐欺

センター代表 杉浦 康晴

あっという間に今年も4ヶ月が過ぎ、5月となりました。近年では5月にはすでに暑さが増してきていますが、今年の夏は猛暑で暑さも長く続く予報が出ています。季節の変わり目ですのでどうぞ体調にはご注意ください。

さて、最近、SNSを使った詐欺が非常に増加しており、特に経営者や個人事業主も狙われるケースが多くなってきました。詐欺の手口はどんどん巧妙になっていて、ちょっとした油断が大きな被害につながることもあります。中でも「フィッシング詐欺」と呼ばれる手口が広がっていて、気づかないうちに個人情報盗まれてしまうケースが後を絶ちません。

例えば、銀行や証券会社、クレジットカード会社などを名乗って「不正利用の疑いがあるため、本人確認が必要です」といったメッセージが送られてきたり、税務署を装って「未払いの税金があります」「還付金の手続きをしてください」と連絡も来ることもあります。こうしたメッセージには偽のログインページのリンクが貼られていて、そこに情報を入力してしまうと、詐欺グループにアカウント情報が盗まれてしまいます。

また、ECサイトや有名ブランドの「当選しました!」「特別キャンペーンのお知らせ」といったメッセージも要注意です。つい嬉しくなってリンクを開いてしまうと、偽サイトに誘導され、クレジットカード情報を入力させられることがあります。

こうした詐欺を防ぐには、まず「知らないメッセージやリンクをむやみに開かないこと」が一番大事です。特に金融機

関や役所を名乗るものは、その場で対応せず、公式サイトや正規の窓口 to 直接確認することが必要です。

また、SNSやメールのパスワードは強固なものに設定し、定期的に変更するのが理想です。二段階認証を設定しておく to 、不正アクセスを防ぐのに効果的です。会社としても、公式SNSアカウントやメールの管理をしっかり行い、従業員にも注意喚起をすることが大切です。社内で「こういう詐欺がある」と共有しておくだけでも、被害を防ぐ助けになります。特に、業務で使うメールアドレスやSNSアカウントが乗っ取られる to 、取引先や顧客にも影響が及ぶ可能性がある to 、十分に気をつける必要があります。

少しでも不安があれば、周りの人や専門の窓口 to 相談するのが安心です。警察の「サイバー犯罪相談窓口」や消費者センター to 報告すれば、被害の拡大を防ぐことができます。詐欺の手口はどんどん進化しているので、「自分は大丈夫」と油断せずに、常に注意を払うことが大切です。特に取引先や顧客の情報を扱うことが多い方々は、情報管理には一層慎重にならなければなりません。

普段から「ちょっとでも怪しいと思ったらすぐ確認する」という意識を持つことで、詐欺の被害を防ぐことができます。大切な情報と資産を守るためにも、一人ひとりが注意を払っていきましょう。



抽象化で見えた患者の本質的ニーズとは

葵経営コンサルティング 中島 和人

勝木健太著『「マウント消費」の経済学』を読みました。本書は、消費の価値が「モノ」から「コト」、さらにSNSの普及を背景に「マウント」へと変化している現状を分析し、技術革新ではなく欲求の革新が経済成長の鍵であると提唱しています。

また、文中で勝木氏は椎名林檎の音楽について分析しており、その要点は次の通りです。椎名林檎の音楽は、意図的に難解さや曖昧さを残し、聴き手に「もっと理解したい」という欲求を生み出します。繰り返し聴くうちに意味がつながり、「自分の中に椎名林檎の世界が築かれる」体験を提供します。この体験により「彼女の音楽を理解する自分」という新たな自己認識が生まれ、聴き手に満足感を与えると同時に、他者に対する優越感を抱かせることにつながります。こうして音楽は、単なる聴覚的な体験にとどまらず、「マウント消費」として機能する構造を生み出していると勝木氏は分析しています。

この考えには賛否があるかもしれませんが、筆者が注目したのは、この結論に至るまでの分析過程における抽象化のプロセスです。抽象化とは、具体的な事例から細部を取り除き、物事の共通する本質的な特徴を引き出す手法です。勝木氏は椎名林檎の音楽が聴き手に与える影響を巧みに抽象化し、それを「他者に対する優越感を抱かせる体験」として結論づけています。この分析手法に筆者は感銘を受けました。

話は変わりますが、診療所の戦略を考える際には、まず「高い医療技術(専門的な治療で患者の健康を回復)」「利便性(診療時間や場所の柔軟性、迅速な対応)」「親和性(安心感を高める

関係性の構築)」の三つのいずれかの機能を基軸に据えることが重要とされています。これにより、自院の特徴や強みを活かした戦略が明確になり、目指す方向性がはっきりし、患者に一貫したメッセージを伝えられるようになります。

筆者は以前から、このアプローチが表面的で画一的ではないかと感じていました。実際の現場の課題に十分対応できず、本質的な解決につながるのか疑問を抱いていたのです。

しかし、勝木氏の分析手法のように、多様な要素を抽象化し、より高次の視点で再統合することで、患者が本当に求めているものを改めて捉え直せるのではないかと考えました。つまり、患者の本質的なニーズとは、他ならぬ「安心感」の獲得であり、それを得ることで満足が生まれる。そして診療所経営とは、その「安心感」の提供度を多様な形で競い合っているのではないかという視点です。そうであるならば、「安心感」を患者に届けるには、ターゲットを明確にし、リソースを無駄なく効果的に活用することが不可欠です。限られたリソースを最適に配分し、無駄を省き、最大限に活かす必要があります。そのため、三つの戦略的選択肢を検討することには大きな意義があります。この三つの選択肢は、単なる経営学の援用や表面的な分析ではなく、患者に実際に「安心感」を届けるために欠かせない観点ではないかと考えるに至りました。

抽象化のアプローチを通じて、診療所経営の重要な観点が整理され、本質にわずかながらでも迫れたように感じました。この方法論は、有効性があるのかもしれません。

賃上げ促進税制の変更点～繰越控除措置の新設～

葵総合税理士法人

早川 毅

1 賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制とは、従業員(※1)に支払った給与が前期に比べ当期に増えた場合に、増加額の一部を法人税あるいは所得税から控除できる制度です。ここでは中小企業や個人事業主に絞って説明をしますが、顧問先の皆様のほとんどがその対象となります。わかりやすく説明するため、細かい定義や要件については担当者にご確認ください。

※1 従業員には役員の親族や事業主の親族を含みません。いわば「他人」に支払った給与とお考えください。

2 同税制の適用期間

法人については令和6年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度が対象ですので、令和7年3月31日決算が最初の適用となります。個人については令和7年から令和9年の各年が対象です。

3 同税制の変更点

同税制は以前よりありましたが、①女性活躍・子育て支援に係る上乗せ措置 ②5年間の繰越控除措置が新設されました。①についてはほとんどないと思われるため説明を割愛します。

4 適用要件と税額控除率について

税額控除率とは給与の増加額にかける率のことで、計算で出てきた金額が法人税額や所得税額より控除できることとなります。

【必須要件】①あるいは②

① 給与が前年度に比べ1.5%以上増加 → $\text{増加額} \times \text{税額控除率} 15\% = \text{税額控除額}$

② 給与が前年度に比べ2.5%以上増加 → $\text{増加額} \times \text{税額控除率} 30\% = \text{税額控除額}$

【上乗せ要件①】

教育訓練費の額が前年度より5%以上増加 且つ 適用年度の教育訓練費の額が適用年度の給与額の0.05%以上である → 税額控除率を10%上乗せ

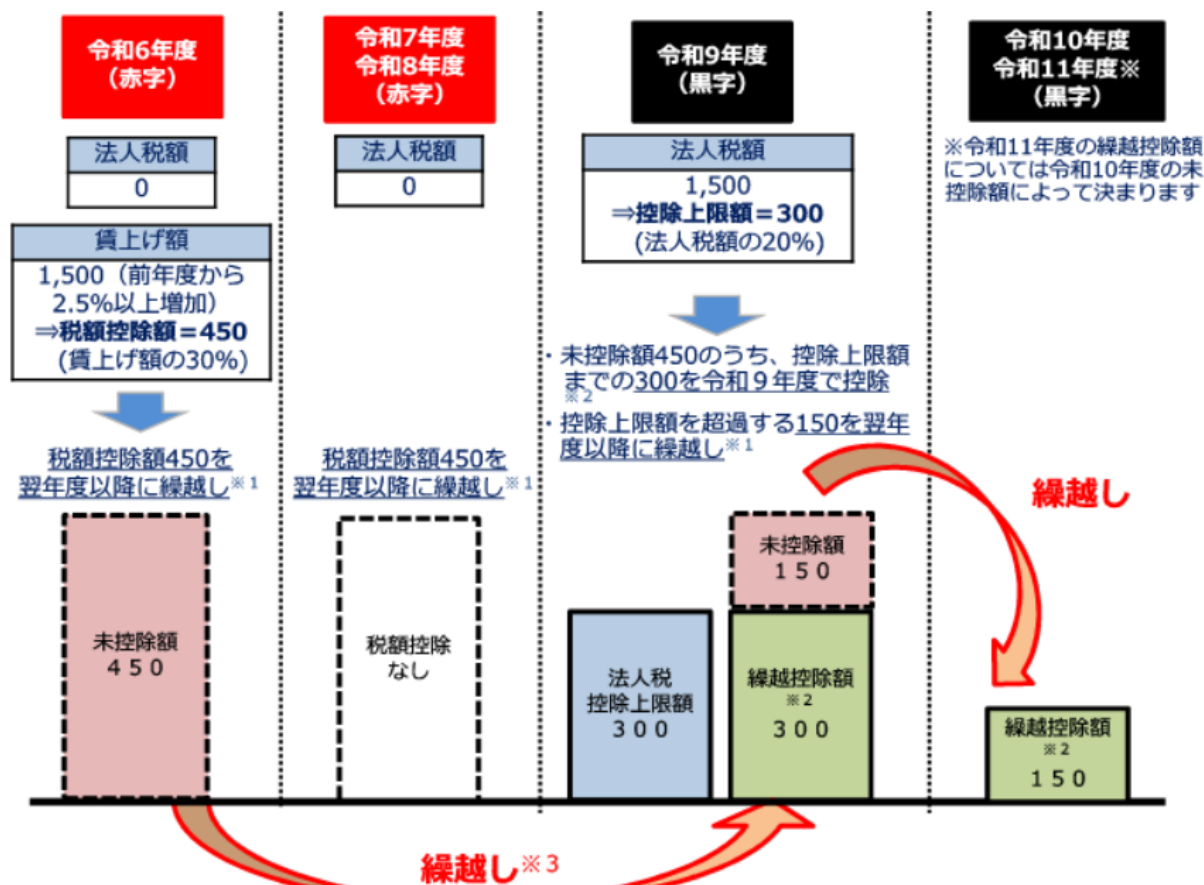
【上乗せ要件②】

適用年度中に女性活躍の推進に係る「えるぼし認定等」、子育て支援に係る「くるみん認定等」を取得した場合等 → 税額控除率を5%上乗せ

これらの組み合わせにより、全ての要件を充たせば税額控除率は最大45% (30%+10%+5%) となります。

5 繰越控除措置(新設)について

4で計算した税額控除額ですが、法人税額または所得税額の20%が上限となります。以前は上限を超える部分は将来控除できませんでしたが、今回より、要件を充たす賃上げを実施した年度の翌年度以降に5年間繰越が可能となりました。



※中小企業庁「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」21頁の図より

上の図では令和6年度に【必須要件】②を充たした賃上げがありました。赤字だったため450の税額控除ができませんでした。そのためその未控除額450を令和9年度まで繰り越し、黒字となった令和9年度の法人税額の20% (上限) に当たる300を控除額として使いました。残った150はさらに令和10年度以降まで繰越をしています。ここでは「法人税額」と記載されていますが、個人事業主の「所得税額」と読み替えることができます。

ただこの繰越控除を適用するためには要件があります。

- ・繰越控除を使う事業年度 (ここでは令和9年度) において、前期 (令和8年度) よりも当期 (令和9年度) の給与が増加していること。増加率が1.5%以上である【必須要件】を充たす必要はなく、1円でも増加していればOKです。
- ・他に確定申告書に明細書を連続して添付しているというような手続要件があります。

以前と違い、繰越控除措置が新設されたため、当期が赤字だったとしても将来繰越控除額が使えるかもしれません。各事業年度の給与額の記録を残しておくよう心掛けください。

育児・介護休業法改正について（令和7年10月施行分）

葵労務管理事務所 犬飼 昭士

男女共に仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児休業や介護休業に関する法律の一部が改正され、今年度は4月と10月に施行されます。前回、令和7年4月施行の改正内容についてご案内しましたので、今回は、令和7年10月施行の改正内容についてご案内します。

【柔軟な働き方を実現するための措置等】

（1）育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下の5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択する必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更② テレワーク等(10日以上/月)③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与(10日以上/年)⑤ 短時間勤務制度

（2）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（1）で選択した制度（対象措置）に関する事項（対象措置の内容、申出先、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限に関する制度）の周知と制度利用の意向の確認を個別に行わなければなりません。

※利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

【仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮】

（1）妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

「聴取内容」

- ① 勤務時間帯（始業および終業の時刻）② 勤務地（就業の場所）③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）

（2）聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、（1）により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。（参考：厚生労働省ホームページ）

第三者委員会

弁護士 長谷川 留美子

最近、第三者委員会という言葉をよく目にします。フジテレビにおけるタレントと女性とのトラブルに関する問題や、兵庫県において職員が作成・配布した「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について」と題する文書に関して起こった問題等において、第三者委員会が設置されました。

なぜ、このように第三者委員会がもてはやされるのでしょうか。

企業などの組織において不祥事が発生した場合、その組織の代表者が内々の調査で済ませた場合、調査の客観性への疑念を払拭できません。そこで、不祥事によって失墜してしまった社会的信頼を回復するために、外部者を交えた委員会を設けて調査をすることによって調査の客観性を持たせようとするようになりました。そのうち、組織から独立した第三者の委員のみによって構成される委員会を設けて調査を担当させようとするものが第三者委員会です。

この第三者に弁護士が選任されることがよくあります。弁護士の事実調査に関する能力を買われているわけで、喜ばしいことではあります。しかし、第三者委員会については、法律などの決まりがあるわけではありませので、その調査の方法なども決まっているわけではありません。そのため、調査の手法等にはばらつきがあったものと思います。

そこで、日本弁護士連合会では、平成22年に「今後、第三者委員会の活動がより一層社会の期待に応え得るものとなるように」、自主的なガイドラインとして、「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」を策定しています。第三

者の委員が「依頼企業等からの独立性を貫き断固たる姿勢をもって厳正な調査を実施するための『盾』として、本ガイドラインが活用されることが望まれる。」とされています。フジテレビの第三者委員会もこのガイドラインに準拠しているようです。

上記ガイドラインでは、「第三者」委員会であることから、当然に「企業等と利害関係を有する者は、委員に就任することができない。」とされています。以前宝塚歌劇団団員の死亡問題があったとき、外部弁護士による調査が行われましたが、調査を担当した法律事務所に宝塚歌劇団運営会社のグループ会社の社外取締役が所属していました。つまり、第三者委員会による調査ではなかったといえ、結果、企業の信頼回復になりませんでした。

なお、冒頭の兵庫県の問題では、日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に準拠して調査が行われました。この指針は、前記の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」が、各組織に共通する一般的な内容及び主として（上場）企業を念頭に置いた内容となっていたことから、地方公共団体の公共性の高さを考え、調査の目的、方法、調査に当たって収集した資料の扱いなども同一とはいかないとして、令和3年に策定されました。

5月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

- 15日◇特別農業所得者の承認申請



6月の税務・労務

- 2日◇個人事業者の消費税・地方消費税
の中間申告及び納付
◇令和6年分所得税延納分の納付
◇令和7年3月決算法人の確定
申告、9月決算法人の中間申告、
6月・9月・12月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和7年3月決算法人の事業所
税申告及び納付
◇市町村長から個人住民税の特別
徴収税額の通知
◇自動車税の納付
◇鉾区税の納付

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

- 中旬頃◇税務署長から令和7年分
所得税の予定納税額の通知

- 30日◇令和7年4月決算法人の確定
申告、10月決算法人の中間申告、
7月・10月・1月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和7年4月決算法人の事業所
税申告及び納付
◇令和6年分国外財産調書及び
財産債務調書の提出
◇個人住民税第1期分の納付
◇健康保険・厚生年金保険
被保険者賞与等支払届提出
(期限＝支払後5日以内)



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和7年 5月 21日(水)

令和7年 6月 13日(金)

令和7年 7月 16日(水)

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和7年 5月 21日(水)

◎休日のお知らせ

R7年 5 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※6月27日は講演会開催のため、16時以降不在。

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅

加藤紀男 都築玲香

記事を書いている頃(4月上旬)はちょうど桜が満開となり、鶴舞公園も花見客で賑わっております。

さて、今年のゴールデンウィークは祝日の配置があまりよくなく、大型連休にしろいと言われますが、昔から「五月病」などという言葉があるように、体調を崩しやすい時期でもあります。規則正しい生活リズムを保つことによって、連休明けに元気に出社できるようにしたいです。

長谷川 直明

お詫び

2025年3月号センターだよりNo.610の表紙目次3に誤りがございました。誤「パルコの新たな試み」→正「他者との比較を超えて」

上記、訂正し、お詫び申し上げます。